

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年11月27日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年12月11日から平成21年1月5日まで縦覧に供する。

平成20年12月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東浜地区	三豊市三野支所事業課
”	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）菰池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）大門池地区	”